様式第3号（第8条関係）

不利益処分一覧表（行政手続法適用処分）

処理機関（所管課）	町民健康課

整理番号	根拠法令	根拠条項	処分の概要	処分基準	備考
1	児童福祉法（昭和22年法律第164号）	第56条第2項	保育の実施に係る費用徴収	○	
2	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第4条	受給資格の喪失	△	
3	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第5条	児童手当の不支給	△	
4	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第10条	調査拒否等による児童手当の支給の制限	△	
5	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第11条	児童手当の支払いの一時差止め	△	
6	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第13条	支払の調整	△	
7	児童手当法（昭和46年法律第73号）	第14条第1項	不正利得の徴収	△	